

令和3年度行政監査 意見・要望事項等措置状況報告書

2 意見・要望事項

(1) 庁用車の保有に係る更なる精査について

| 意見・要望 | |
|---|---|
| <p>令和2年度の保有数は、平成20年度から一定の縮減がされてきた。これは、平成21年度行政監査における意見・要望事項で述べた、稼働日数が著しく少ない車両に関して、他課の利用を積極的に促すことや保有し続けることの是非の検討をすること、また、年式が経過して稼働率の著しく低い車両に関して、保有し続けることの是非の検討をすることを踏まえた結果であることがうかがえた。</p> <p>車両の年式が経過したことに伴う更新の検討においては、稼働率や経費的な側面（車検経費や保険料を含む）を踏まえ、事業の展開で必要とされる自動車の利用需要のほか、原動機付自転車や自転車による補完的対応の可否などを総合的に勘案しながら、保有の是非について、さらに精査をしていくよう努められたい。</p> <p>なお、今回の調査においては、低公害・低燃費対応の車両が76台中52台（68.4%）であった。今後、更新を行う場合にも、地球温暖化対策に向けて活用可能な補助等の情報を把握し、より有利な条件のものを選択するよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（庁用車保有所管課、環境保全課）</p> | |
| 所属名 | 措置状況等 |
| 秘書課 | 区長車については、公務のために区長が使用する専用車両のため、保有し続ける必要があるが、車両更新の際には地球温暖化対策へも配慮するよう努める。 |
| 総務課 | 各課の事務事業の用に供するため総務課に配置されている集中管理車7台については、利用目的等に応じて車両を使い分けており、全庁的な利用需要を勘案して必要台数を保有する必要があるが、保有台数については引き続き精査をしていく。 また、今後の車両更新にあたっては、区の環境施策との整合性を図りつつ、国や都の補助金制度も見きわめながら、環境に配慮した車両の導入を検討していく。 |
| 施設課 | 稼働率が減少している原動機付自転車については、保有台数について精査する。 また、今後車両を更新する際は、補助金等の活用も視野に入れ、地球温暖化対策を踏まえた車両選定を行う。 |

| | |
|---------|--|
| 防災課 | <p>資機材の運搬等、日常業務において各車両の利用頻度が高いことや、災害時緊急通行車両として災害対応に欠かすことができない車両であることなどから、現状の台数を維持する必要がある。そのため、平常時は必要に応じて自転車との併用を図ることで、経費等の削減に努める。</p> <p>また、今後の車両更新にあたっては、電気自動車など災害時における電源供給車としても活用でき、かつ環境に配慮した車両の導入を検討する。</p> |
| 地域振興課 | <p>地域振興課が保有する貸出車は、平成18年の購入から15年が経過し経年劣化が著しいことや、利用頻度等を踏まえ、令和4年度に買い替えを行うこととしている。</p> <p>なお、購入にあたっては、低公害・低燃費対応の車両とするよう環境に配慮したものとする。</p> |
| スポーツ振興課 | <p>車両の年式が経過したことに伴う更新の検討に際しては、稼働率や車検経費や保険料を含めた経費的な側面を踏まえ、様々な観点から総合的に保有の是非について精査していく。</p> <p>なお、更新を行うとした際には、地球温暖化対策に向けて活用可能な補助などの情報把握に努め、より有利な条件のものを選択する。</p> |
| 生活衛生課 | <p>既に低公害・低燃費対応の車両を導入済みであるが、更新を行う場合は引き続き地球温暖化対策に向けて活用可能な補助等の情報を把握し、より有利な条件のものを選択するよう努める。</p> <p>また、稼働率や経費的な側面を踏まえ、保有の是非についての精査を継続的に行う。</p> |
| 高齢福祉課 | <p>高齢福祉課所有車（3台）の利用目的は、庁外施設や高齢者施設への物品搬入や緊急時などとなっている。</p> <p>また、自課利用に支障のない範囲で他課へ貸し出しを行っている。</p> <p>今後は、高齢福祉課の各事業において、車両保有の必要性を精査し、車両の劣化度合い等を加味して検討していく。</p> |
| 生活福祉課 | <p>荷物の引き取りや、緊急対応での移動などで利用しているところだが、年式や経費を勘案し、維持について検討したい。</p> |
| 子育て支援課 | <p>令和4年度からの子育て支援部における庁用車（貸出車）の更新にあたり、環境に配慮した低公害・低燃費の車両のリースを契約時に指定している。</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>今後の対応についても、区の計画等の改定を踏まえ、適切に対応していく。</p> |
| 都市整備課 | <p>当課車両は登録から一定年数を経過していることから、更新等の検討時期を迎えている。検討に当たっては、水防活動等緊急対応時の使用を踏まえて保有の是非を精査するとともに、更新する際は環境に配慮した車両の選択に努める。</p> |
| 土木管理課 | <p>車両保有の是非に関しては、稼働率や経費、利用需要、代替方法などを踏まえ総合的に勘案し、更なる精査に努める。</p> <p>また、更新の際は、地球温暖化対策に向けて活用可能な補助等の情報把握の上、より有利な条件のものを選択するように努める。</p> |
| みどり土木政策課 | <p>当課所有の車両は概ね毎日稼働しているが、稼働のない日は申請に基づき他課へ貸出しを行っている。</p> <p>業務の性質上、車両の稼働率が非常に高いため車両の保有は不可欠であるが、維持管理及び経費等を踏まえ車両のリースを選択するなど、日頃から適切に車両を保有できるように精査していく。また、引き続き原動機付自転車や自転車を自動車と併用し業務を遂行していく。</p> <p>低公害・低燃費についてはリース時に仕様で定めており、今後更新を行う際も、地球温暖化対策に向けて環境に配慮した車両を積極的に選択していく。</p> |
| 道路公園課 | <p>道路・公園等の維持管理という担当業務の性質上、一定台数の庁用車の保有は必要不可欠であるが、現在も電動アシスト自転車等を併用して業務を行っている。当課保有の車両3台（特殊車両を除く）はいずれも15年以上経過した年式であり、4年度は2台を低公害・低燃費対応のリース車両に更新する予定である。残り1台も次年度以降、条件のよい車両への更新を検討する。</p> |
| 建築課 | <p>建築の監察業務及び災害時の緊急車両となっていて保有する必要がある。買い替え時は、低公害低燃費対応の車両を検討する。</p> |
| 環境保全課 | <p>環境保全課所有の車両は、区民対応や事業者の指導に際し、急な現場対応が必要になる場合があるため、引き続き保有し続ける必要がある。</p> <p>また、本区は2050年のゼロカーボンシティの実現を令和4年2月1日に表明したことから、区内における大規模事業所である区役所としても、地球温暖化対策を率先垂範する取組は</p> |

| | |
|-------|---|
| | 重要であり、庁用車の脱炭素化を全庁的に推進していく。 |
| 清掃事務所 | 清掃事務所保有の車両は、清掃事業運営に不可欠であるため引き続き保有し続ける必要がある。今後も、保有数の精査等に努める。 |

(2) 貸出車及び集中管理車の利用の促進について

| 意見・要望 | |
|--|--|
| <p>自動車利用による業務の遂行が必要な場合であっても、利用頻度の見直しから、貸出車や集中管理車の利用で充足できるものであるかという観点で業務の見直しを図るとともに、その利用促進に努められたい。</p> <p>なお、現在、庁内グループウェアにおいて、総務課の集中管理車に係る利用予約状況を全課が把握できるようになっている。今後は、利用状況の把握だけでなく、利用の予約申請と承認等についても、電子的な手続きが図れないかも含めて、利用の促進策に係る検討に努められたい。その際に、貸出車への応用策についても留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(庁用車保有所管課、総務課、環境保全課)</p> | |
| 所属名 | 措置状況等 |
| 秘書課 | 区長車については、公務のために区長が使用する専用車両のため、当該意見・要望は参考意見とする。 |
| 総務課 | <p>集中管理車の受付は原則先着順であり、庁内グループウェアの集中管理車の利用予約確認表で空き状況を確認の上、総務課へ申し込むこととしている。これを受けた総務課配車主任は、前日・翌日の配車内容も含め、依頼内容、運転手負担等を総合的に勘案し、効率的で安全な配車を決定しているところである。</p> <p>現在の効率面・安全面に配慮した集中管理車の配車体制を保ちつつ、利用促進策として、電子的な手続き処理の導入について検討する。</p> |
| 施設課 | 施設課保有庁用車のほかに、他課の貸出車や集中管理車を利用することで、課保有台数を増やすことなく業務が遂行できるよう努める。 |
| 防災課 | <p>庁外施設であり、かつ業務における車両の利用頻度も高いことから、自所属で所有する車両を利用することが望ましいと認識している。</p> <p>貸出車の予約等については、総務課とも協議の上、電子的な手続き方法の整備も検討する。</p> |

| | |
|----------|--|
| 地域振興課 | <p>地域振興課が保有する貸出車の利用頻度は、令和元年度が321回、2年度が270回、3年度（3/9 現在）が258回となっている。また、各町会や各住区の要望等に対し、緊急かつ迅速に対応するために利用している。貸出車や集中管理車で利用で充足できるかについては、引き続き検討する。</p> <p>なお、電子的な手続きなど、他所管の一層の利用促進については、総務課や関係所管を含め、検討する。</p> |
| スポーツ振興課 | <p>業務遂行にあたっては、貸出車や集中管理車の利用で業務遂行が可能かという視点をもって業務を行う。</p> |
| 生活衛生課 | <p>引き続き自動車保有の是非について業務の見直しを図るとともに、貸出車や集中管理車の利用促進に努める。</p> |
| 高齢福祉課 | <p>高齢福祉課所有車の今後の保有の必要性を精査するうえで、総務課集中管理車の利用による代替を促進していく観点で検討する。</p> <p>また、高齢福祉課所有車の他課への貸出しについては、車両の有効活用を図る観点から、当課の本来業務に支障のない限り、積極的に促進を図る。</p> |
| 生活福祉課 | <p>当課貸出車は、区民等への急な対応で利用することがあるが、他課への貸出等について利用促進のための検討を進める。</p> <p>また、用途により集中管理車も利用しており、今後も活用する。</p> |
| 子育て支援課 | <p>現在、子育て支援部の貸出車は、部内で使用していない時間に、どこの所管でも利用できるような対応に努めている。更なる有効活用に向けて、利用方法の改善に努める。</p> |
| 都市整備課 | <p>当課車両は緊急の現場対応に利用するケースもある。他課への利用承認等に対し、特に緊急対応のための取消等の処理が煩雑にならないような電子的な手続きが図れないか検討する。</p> |
| 土木管理課 | <p>自動車利用による業務の際は、貸出車や集中管理車の利用も検討の上、その利用促進に努める。</p> <p>貸出車の利用促進に向け、電子的な利用申請手続きを検討する。</p> |
| みどり土木政策課 | <p>当課所有の車両の利用頻度は1日のうちに複数回、かつ急な現場対応が発生することがあり、貸出車を都度予約し利用している業務の遂行に支障があるため、車両をリースし、未利用時は他課へ貸出しを行っている。現在は原則、都市整備部内の</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>み貸出しを行っているため、庁内グループウェア等で利用予約の管理は行っていない。</p> <p>貸出車の手続きの電子化については、全庁で共通の認識が必要なことから、現段階では所管として要綱に従って適切に事務処理を行うとともに、今後の制度の変化に留意する。</p> |
| 道路公園課 | <p>当課の庁用車は、いずれも道路・公園等の維持管理作業や水防活動に使用する特殊車両・緊急車両等の事業専用車である。車両が不足する際には、一般車で対応可能な業務は貸出車等を活用していく。</p> |
| 建築課 | <p>建築の監察業務及び災害時の緊急車両であり、緊急時の対応ができなくなるので、全庁的な貸出車としての使用は難しい。</p> |
| 環境保全課 | <p>「目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画」において、「庁用車の使用を最小限にする」取組を掲げているが、意見・要望の観点も踏まえて取り組んでいく。</p> |
| 清掃事務所 | <p>庁外の事業専用車のため貸出車等の利用は困難であるが、効率的な利用に努める。</p> |

(3) 庁用車に係る安全管理の徹底について

| 意見・要望 |
|---|
| <p>令和2年度までの3か年の交通事故の状況をみると、平成21年度行政監査の調査結果に比べて、区側に過失責任のある事故が多く、また、人身事故の件数が増えており、事故を発生させた所管課において過失責任の割合を把握できていない事例も増えていた。</p> <p>庁用車に係る安全運転の徹底を改めて図るとともに、事故が発生した場合の法令に基づく適切な処理及び必要な報告を要綱第18条に基づき迅速に行うよう、庁用車の運転に関わる職員に対し注意喚起されたい。そして、保有所管課において区側の過失責任に係る原因を確認し、再発防止と安全運転につなげる方策を検討されたい。</p> <p>また、貸出車の管理を行う保有所管課では、貸出しの際の安全運転や車両に係る故障等の防止など、注意喚起や事後対応に係る負担も生じている。貸出車の利用に当たっては、貸出し側の負担が少しでも増えることのないよう、慎重な運転が求められる。利用課において安全管理の徹底がされるよう、全庁的な注意喚起も含めて努められたい。</p> <p>なお、運行や安全管理の状況を日常的に把握する運転日誌による報告や点検がより効率的に励行できるための工夫も必要であり、押印廃止を契機に、電子的な事務処理の活用も含めて、多様な検討に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(庁用車保有所管課、貸出車保有所管課、総務課)</p> |

| 所 属 名 | 措 置 状 況 等 |
|---------|--|
| 秘書課 | <p>区長車の運行管理については委託しており、仕様書には安全運転の徹底、保険加入、損害賠償責任等を明記している。</p> <p>また、運転の資質向上のための研修を義務付けているところだが、区長車保有所管課として、引き続き、区長車の安全管理を徹底する。</p> |
| 総務課 | <p>貸出車も含め、庁用車に係る安全運転の徹底及び事故発生時の適切な対応を図るため、改めて全庁的な注意喚起を行う。また、電子的な事務処理の活用も含め、多角的な事務処理方法についても視野に入れる。</p> |
| 施設課 | <p>運転日誌による報告や点検をより効率的に行えるように工夫するとともに、運転者が安全運転の徹底に注力できるよう努める。</p> |
| 防災課 | <p>安全運転管理者は、事故の報告を受けた場合、直ちに事後処理を行うとともに、再発防止のために必要な措置を講じていく。さらに、安全運転管理者による指導の下、日々の運転に対する安全運転指導を徹底する。</p> <p>また、総務課による庁用車利用要綱の改正も踏まえ、所定の運転日誌を活用した、より効率的な事務処理のもと、安全管理を図る。</p> |
| 地域振興課 | <p>地域振興課が保有する貸出車については、他課の利用が多ことからドライブレコーダを設置し、事故発生時の原因把握や再発防止策につなげるようにしている。</p> <p>また、法令に基づく定期点検等、貸出車に不具合など生じないように管理しており、今後も継続していく。</p> |
| スポーツ振興課 | <p>当課では、事故発生時のフローチャートを作成し、課内で共有するとともに、運転時には携行するようにしている。庁用車の運転に関わる職員に対し、安全運転を心掛けるとともに、事故が発生した場合の処理や報告について更に注意喚起する。</p> <p>また、万が一事故が発生した場合には、事故の原因を確実に確認し、再発防止に努める。</p> |
| 生活衛生課 | <p>運転者に安全運転講習会の参加を促し安全運転の徹底を図っているが、今後も課内職員には係長会等を通じて定期的な注意喚起を行う。</p> <p>また、事故が発生した際は過失責任に係る原因を確認し、再発防止と安全運転につなげる方策を検討する。</p> |

| | |
|----------|---|
| 高齢福祉課 | <p>運転前に運転者に注意喚起を行うなど、安全運転の徹底を図る。</p> <p>また引き続き、運転する機会のある職員には、運転者講習会の受講勧奨を行う。</p> |
| 生活福祉課 | <p>安全運転講習会への勧奨や、運転前の点検及び運転時の注意喚起を行い、安全運転について今後も徹底を図り、事故防止に努める。</p> |
| 子育て支援課 | <p>貸出車運転の際には、利用課の運転者に対して、文書等で注意喚起に努めている。日々の安全運転等については、総務課とも連携を図りながら、貸出車保有課としての安全管理に努める。</p> |
| 都市整備課 | <p>使用者に対し、事故はもとより安全上の軽微な事項についても速やかに配車主任へ報告するよう求めている。引き続き、安全運転や車両に係る故障等の防止などの徹底を図る。</p> |
| 土木管理課 | <p>庁用車を運転する際は、1名以上の職員を同乗させるなどの安全運転の工夫を行っているところであるが、引き続き安全運転の徹底を図る。事故が発生した場合の迅速な処理・報告に関しては、課内に改めて周知し、事故防止と安全運転に努める。</p> |
| みどり土木政策課 | <p>庁用車の運転については日頃から安全運転の徹底を呼び掛けており、事故発生時の報告等についても日頃から目にする場所に記載し周知を行っている。課内でも貸出車の運転について、改めて慎重に運転するよう周知徹底する。</p> <p>運転日誌による報告や点検の効率化については、全庁の動向を確認し、事務処理の変更に適切に対応できるよう努める。</p> |
| 道路公園課 | <p>現在も、安全運転講習会への積極的な参加や注意喚起等、安全運転に対する意識啓発を行っているが、運転日誌の確実な記載・確認により更なる安全管理の徹底を図る。運転日誌の電子化等の方針が示された際には、運転状況の効率的な把握のため、できるだけ早期の導入を検討する。</p> |
| 建築課 | <p>運転日誌を要綱に沿ったものに変更し、管理責任者等の確認をきちんとするとともに、運転者に対して運転開始前の点検を徹底することや普段から安全運転に心掛けるよう注意喚起した。</p> <p>今後も安全な車両運営に心掛けていくよう努める。</p> |
| 環境保全課 | <p>環境保全課では、交通事故は発生していないが、意見・要望を踏まえて安全運転の徹底及び事故発生時の対応について、課内及び貸出車の利用課へ注意喚起に努める。</p> |

| | |
|-------|--|
| 清掃事務所 | <p>清掃事務所では、定期的に警察署に依頼して交通安全講習会を実施して安全運転の徹底を図るとともに、朝のミーティングでその日の注意喚起を伝達して事故防止に努めている。今後も引き続き、庁用車に係る安全運転の徹底を図る。</p> |
|-------|--|

(4) 原動機付自転車及び自転車の効率的・効果的な保有と利用の促進について

| 指 摘 事 項 | |
|---|--|
| <p>調査の結果から、原動機付自転車では10所管課(17.5%)で29台、自転車では33所管課(57.9%)で142台の保有があり、有効に活用されていることがうかがえたが、一方で、駐輪のスペース確保に苦慮する事態が想定される。</p> <p>特に、自転車については、電動アシスト対応のものが98台(69.0%)あり、運転における身体的な負担が軽減される一方で、充電池の定期交換や屋外保管による自転車の劣化など管理に係る経費の把握や、安全確保への積極的な取組も求められるところである。</p> <p>区では、目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例(以下「条例」という。)を令和2年10月1日に施行した。条例制定の背景には、坂道や交差点が多く平均幅員が狭いなどの区道の状況があること、電動アシスト自転車などスピードの出る自転車利用の多さ、交通ルールやマナー無視の状態が見受けられることなどがある。区内での自転車利用の現状に鑑み、庁用自転車を保有する所管課のみでなく、条例の目的に沿い安全運転等が一層徹底されるよう、全庁的な注意喚起等にも努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課、人事課、土木管理課)</p> | |
| 所 属 名 | 措 置 状 況 |
| 総務課 | <p>職員の自転車利用については、令和2年10月の条例施行時に全庁周知を人事課と連名で行うなど、年1回程度全庁的な注意喚起を行っている。今後も自動車安全利用推進者の立場から、定期的に注意喚起を行っていく。</p> |
| 人事課 | <p>職員の自転車利用については、注意喚起のために令和2年10月の条例施行時に全庁周知を行ったほか、令和3年10月にも条例並びに国及び東京都等が定める交通法規(道路交通法等)を遵守するよう改めて全庁周知を行うなど、都度注意喚起を行っている。</p> <p>今後も定期的に全庁的な注意喚起等を行い、職務及び通勤における自転車の安全利用を徹底していく。</p> |
| 土木管理課 | <p>職務及び通勤における自転車利用に当たっては、目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例並びに国及び東京都等が定める交通法規(道路交通法等)を遵守するよう職員へ周知している。引き続き、総務課、人事課と連携して啓発に努める。</p> |

(5) 更新時の必要性判断に向けた稼働状況や維持管理経費に係る数値の蓄積について

| 指 摘 事 項 | |
|--|--|
| <p>庁用車の使用に係る稼働状況や維持管理経費の状況については、自動車運転日誌、決算の資料及び事故の報告書に基づき、一定の把握が可能になっている。しかし、全庁的な集約機能については、環境保全の側面からの一部のデータにとどまっている。また、運転日誌の文書保存の年限については、道路交通法や業務委託に係る関係法令等に則るほかは、各所管課の文書管理の定めによるところである。</p> <p>今後、庁用車の更新時にその後の保有の是非を判断する基礎的データとして、数年程度の保有ができるようにすることは有用と思われる。庁用車利用に係る要綱を定める所管課及び目黒区環境マネジメントシステムにおいてエネルギー消費の状況を把握する所管課が連携し、効率的な数値の蓄積と集約に係る方策について検討し、全庁的に活用することができるように努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課、環境保全課)</p> | |
| 所 属 名 | 措 置 状 況 |
| 総務課 | <p>現在、庁用車は各課管理となっており、更新時における必要性の判断も各課判断となっているところであるが、地球温暖化対策の観点から今後さらなる庁用車の効率的・効果的な利用、環境に配慮した車両の導入等が求められていくと考えられる。更新時に全庁的に活用できる基礎データの構築について、環境保全課との連携を図りながら検討を進めていく。</p> |
| 環境保全課 | <p>意見・要望を踏まえて、効率的な数値の蓄積と集約に係る方策について、どのように全庁的に活用することができるかを総務課と連携して検討する。</p> |